

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 変更				
(宛先) 京都府知事		平成 26年 9月 30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府亀岡市篠町篠向谷10番		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪京都交通株式会社 代表取締役社長 柴原 修一					
主たる業種	一般旅客自動車運送業	細分類番号	4 3 1 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	自社の環境マネジメントプログラムを基本として活動し、継続的に温室効果ガス排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	各営業所に「エコ管理者」「エコリーダー」を配置し、資源・エネルギーの節約に努める。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,888.8 トン	4,838.0 トン	4,901.2 トン	4,891.8 トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,888.8 トン	4,838.0 トン	4,901.2 トン	4,891.8 トン	-0.3 パーセント	
目標の根拠		運行回数など路線を効率的に見直す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/10000)	8.59	8.58	8.56	8.54	-0.39 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		低燃費車両への入替とエコドライブ運転の実践。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		83.0 セント	83.0 セント	100.0 セント	100.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	アイドリングを極力減らし、エコドライブ運転を推進。					
	(27)年度	アイドリングを極力減らし、エコドライブ運転を推進。					
	(28)年度	アイドリングを極力減らし、エコドライブ運転を推進。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	公共交通を利用している社員には、費用を全額支給する。					
	上記の措置を採用する理由	社員の安全と環境に対する意識付けの為。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都府・京都市の「バスエコファミリー」「エコサマー」運動へ参画し、バス利用の促進。						
特記事項	・平成23年にバスが100台を超過し、「特定事業者」となった為、平成25年に計画書を提出。 ・基準年度は、過去3ヶ年の平均値のデータ把握が困難の為、平成25年度を採用とするが、平成26年度より路線増設の為、その分の平均排出量(3ヶ年)増加分を加算した数値を基準年度の排出量とする。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。